

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 牧 栄三郎

住 所

〒891-3604

鹿児島県熊毛郡中種子町野間5181番地

送 達 す る 書 類 名 令和8年度固定資産税納税義務者 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 小幡 壽男

住 所

〒890-0007

鹿児島県鹿児島市伊敷台7丁目25番21号

送 達 す る 書 類 名 令和8年度固定資産税納税義務者 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	有限会社 小幡建設興業
住 所	〒891-3601
	鹿児島県熊毛郡中種子町納官1550番地1
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	日高 時己
住 所	〒891-3604
	鹿児島県熊毛郡中種子町野間12484番地
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 濱田 サチ子

住 所

〒891-3601

鹿児島県熊毛郡中種子町納官4978番地

送 達 す る 書 類 名 令和8年度固定資産税納税義務者 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 高田 孫助

住 所

〒891-3604

鹿児島県熊毛郡中種子町野間8905番地1

送 達 す る 書 類 名 令和8年度固定資産税納税義務者 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 山岸 正男

住 所

〒891-3606

鹿児島県熊毛郡中種子町坂井2093番地311

送 達 す る 書 類 名 令和8年度固定資産税納税義務者 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 石堂 實彦

住 所

〒891-3604

鹿児島県熊毛郡中種子町野間5069番地1

送 達 す る 書 類 名 令和8年度固定資産税納税義務者 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)



書類の送達を受けるべき者	上敷領 重俊
住 所	〒891-3603
	鹿児島県熊毛郡中種子町増田3350番地
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)



書類の送達を受けるべき者	能勢 勝美
住 所	〒651-1204
	兵庫県神戸市北区花山東町2丁目21番地301号
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 日高 弘秋

住 所

〒224-0021

神奈川県横浜市都筑区北山田5丁目5-33

送 達 す る 書 類 名 令和8年度固定資産税納税義務者 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 野平 ツルエ

住 所

〒891-3604

鹿児島県熊毛郡中種子町野間5172番地1

送 達 す る 書 類 名 令和8年度固定資産税納税義務者 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

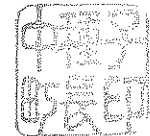
中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	野平 光香
住 所	〒175-0083
	東京都板橋区徳丸2丁目12番4号
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	大山 隆行
住 所	〒891-3604
	鹿児島県熊毛郡中種子町野間3921番地1
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	八汐 清助
住 所	〒891-3604
	鹿児島県熊毛郡中種子町野間4240番地4
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	榎本 トシエ
住 所	〒897-0306
	鹿児島県南九州市知覧町西元2037番地12
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	菊地 重雄
住 所	〒891-3604
	鹿児島県熊毛郡中種子町野間2563番地
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	五十嵐 善信
住 所	〒891-3605
	鹿児島県熊毛郡中種子町油久3833番地2
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	向井 チヨ
住 所	〒891-3701
	鹿児島県熊毛郡南種子町中之上1702番地4
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	久保田 富太郎
住 所	〒891-3604
	鹿児島県熊毛郡中種子町野間6584番地11
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 東邦緑化株式会社

住 所

〒891-3101

鹿児島県西之表市西之表7515-3

送 達 す る 書 類 名 令和8年度固定資産税納税義務者 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 潮 長太郎 外21名

住 所

〒891-3606

鹿児島県熊毛郡中種子町坂井塩屋

送 達 す る 書 類 名 令和8年度固定資産税納税義務者 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	深川 梅子外2名
住 所	〒892-0852
	鹿児島県鹿児島市下竜尾町42番地
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	山下 善 建設 株式会社
住 所	〒892-0847
	鹿児島県鹿児島市西千石町16-22
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	大山 和男
住 所	〒891-3604
	鹿児島県熊毛郡中種子町野間6335番地5
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	大山 寅良
住 所	〒891-3604
	鹿児島県熊毛郡中種子町野間6335番地5
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	大坂 拓嗣
住 所	〒904-0315
	沖縄県中頭郡読谷村字渡具知180番地1
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	松村 誠一
住 所	〒890-0014
	鹿児島県鹿児島市草牟田1丁目19番53号
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	春田 義弘
住 所	〒891-3101
	鹿児島県西之表市西之表14454番地3
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	村田 ヤス子
住 所	〒891-3101
	鹿児島県西之表市西之表14322番地6
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

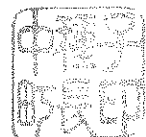
中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	樋口 徳衛
住 所	〒891-3602
	鹿児島県熊毛郡中種子町牧川1658番地
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	株式会社 モトムラ
住 所	〒891-3604
	鹿児島県熊毛郡中種子町野間5101番地2
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年6月23日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)



書類の送達を受けるべき者	株式会社 大山組
住 所	〒891-3604
	鹿児島県熊毛郡中種子町野間3401番地2
送 達 す る 書 類 名	令和8年度固定資産税納税義務者 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	